

当座勘定規定（パーソナル・チェック用）

1【当座勘定への受入れ】

- (1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。

2【証券類の受入れ】

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3【本人振込み】

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、入金記帳をお断りする場合があります。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4【第三者振込み】

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、前記2と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前記3と同様に取扱います。

5【受入証券類の不渡り】

- (1) 前記2から4までの定めによって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定

同日に数通の小切手、手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

11【過振り】

- (1) 前記9(1)にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて小切手、手形等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前記(1)の不足金に対する損害金の割合は、年14.00%(年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 前記(1)により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 前記(1)による不足金、および前記(2)による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 前記(1)による不足金がある場合には、本人からこの当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12【手数料等の引落し】

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。
- (3) 当行所定の時限以降に当座勘定に受入れした資金(為替による振込金を含みます。)は、入金日における前記(2)の支払いには充当しません。

13【支払保証に代わる取扱い】

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は預金小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

14【印鑑等の届出】

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前記(1)と同様に届出てください。

15【届出事項の変更】

- (1) 小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙、印章を失ったとき、または印章、氏名、代理人、住所、電話番号、その他届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前記(1)による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (4) 当座勘定の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

16【印鑑照合等】

- (1) 小切手、手形または諸届書類に使用された印影(または署名)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって前記8の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1)と同様とします。
- (3) この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、前記(1)と同様とします。

17【振出日、受取人記載もれの小切手、手形】

- (1) 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

18【線引小切手の取扱い】

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の届出印の押印(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとします。
- (3) 代理人が自己の名義で振出したものについても前記(2)と同様当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。

19【自己取引手形等の取扱い】

- (1) 手形の裏書に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

20【利息】

当座預金には利息をつけません。

21【残高の報告】

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

22【譲渡、質入れ等の禁止】

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

23【解約】

(1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は本人が届出の印章により押印(または署名)した当行所定の書面によるものとします。

(2) この当座勘定は、後記 から までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 から までの事由の一つでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前記(1)のほか、後記 から までの事由が一つでも生じた場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前記AからDに準ずる行為

(3) 当行が解約の通知が届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しな

ったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (4) 本人が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

24【取引終了後の処理】

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された小切手、約束手形または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前記(1)の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

25【手形交換所規則による取扱い】

- (1) この取引については、この規定の各条項のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、前記7(1)にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前記(2)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

26【個人情報センターへの登録】

個人取引の場合において、後記(1)から(3)までの事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、後記(3)の事由の場合のみ6カ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

27【規定の変更等】

- (1) この当座勘定規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当に方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

〔小切手用法〕

1. 小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、

他人に譲渡しないでください。

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、当店へお届けのとおり自署してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
4. 金額は、所定の金額欄に次により記入してください。
 - (1) 金額をアラビア数字（算用数字 1、2、3...）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、また末尾には 、 などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (2) 金額を文字で記入するときは、「金」の次から文字の間をつめ壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の末尾には「円」を記入してください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に「姓」だけを自署してください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
7. 小切手用紙は、貴重品ですから大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、ただちに当行所定の用紙によりお届けください。
8. 小切手用紙は、当行所定の受取証に自署のうえ請求してください。
9. 印鑑によるお取引の場合は、自署にかえ記名・押印（お届け印）してください。ただし、記載事項の訂正にはお届け印を押してください。

〔約束手形用法〕

1. 手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲渡しないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名・押印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. 金額は、所定の金額欄に次により記入してください。
 - (1) 金額をアラビア数字（算用数字 1、2、3...）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、また末尾には 、 などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭部には「金」を、また末尾には「円」を記入してください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事

項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を押してください。

- 6 .手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)など余白部分は使用しないでください。
- 7 .手形用紙は、貴重品ですから大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、ただちに当行所定の用紙によりお届けください。
- 8 .手形用紙は、当行所定の受取証に記名・押印(お届け印)のうえ請求してください。
- 9 .自署によるお取引の場合は、記名・押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には「姓」だけをお書きください。

以 上